

獣医師の皆様へ

- 1 要診察医薬品制度（獣医師法第18条）について
毒薬、劇薬、ワクチン等の生物学的製剤、要指示医薬品、使用規制対象医薬品の投与、処方については、獣医師の診察が義務づけられています。

要指示医薬品と使用規制対象医薬品

要指示医薬品 ワクチン、抗菌性物質、 ホルモン剤など <small>(薬事法第49条に基づく要指示医薬品)</small>	<ul style="list-style-type: none">容器などに「注意-獣医師等の処方せん・指示により使用すること」または「要指示」の文字が記載。獣医師の診察に基づく処方せんの交付または指示を受けた者以外には販売できません。
使用規制対象医薬品 抗菌性物質、特定の成分 など <small>(薬事法第83条の4に基づく動物用医薬品の使用の規制の対象医薬品)</small>	<ul style="list-style-type: none">容器などに「使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品」である旨が記載。使用する者が遵守しなければならない基準（使用基準） 対象動物、用法及び用量、使用禁止期間等の基準が定められています。

- 2 処方、指示に当たり注意する事項

- (1) 要指示医薬品の投与を動物の所有者又は管理者に指示して行わせる場合は、使用の適正を確保するため、用法及び用量並びに休薬期間及び使用禁止期間等取扱い上の注意事項を使用者に確実に理解させるとともに、指示を逸脱して使用されることのないよう指導してください。
- (2) 処方又は指示にあたっては、処方せん又は指示書に次の事項を記載し、記名押印又は署名してください。

処方せん又は指示書の記載事項

対象動物の種類及び頭数 対象動物の名号、性別、年齢又は特徴 薬剤名
用法及び用量 使用者が遵守すべき基準が定められた薬品にあってはその使用の時期 処方せん又は指示書発行の年月日 対象動物の所有者もしくは管理者の氏名又は名称及び住所 処方せん又は指示書を交付した飼育動物診療施設の名称及び所在地又は獣医師の住所

- (3) 要指示医薬品の使用時には、動物の所有者又は管理者に次の事項を記帳するよう指導してください。

動物の所有者又は管理者が記帳に努める事項

医薬品を使用した日 医薬品を使用した場所 使用対象動物の種類、頭羽数
及び特徴 医薬品の名称 医薬品の用法用量 出荷できる年月日

- (4) 獣医師がやむを得ないと判断した場合には、使用対象動物以外の動物に対して定められた用法用量によらずに使用できますが、その際には指示書に加えて、出荷制限指示書により、使用基準で定められている期間より長い、科学的に妥当性のある出荷制限期間を指示してください。
- (5) 指示後は、指示に基づいて使用されたことを確認してください。
- (6) 指示書は、その写しを家畜保健衛生所に提出してください。

- 3 病畜等の出荷に際して

と畜検査申請時には、病歴及び投薬歴について記載した書類を添付することとされています。牛では概ね直近3か月、牛以外では概ね直近2か月以内について重点的に記載し、病歴及び投薬歴が確認可能な書面（診断書、飼育者等が記載する飼養管理記録の写し等）も添付することとされていますのでご注意ください。

家畜衛生広報ながの

平成20年(2008年)3月

動物用医薬品の

残留事故を防ぎましょう

今般、冷凍加工食品から農薬が検出された事件は記憶に新しいところです。

ひとたびこのような食の安全に係わる事例が発生すると、消費者の皆様から不信感をもたれてしまい、関係産業全体への影響が大きいと思われます。

安全な畜産物を生産し、長野県の畜産物を安心して消費していただくために、残留事故を防ぎ、動物用医薬品を正しく使用しましょう。

発行者：長野県長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村 1993
電話 026-226-0923 ファクシミリ 026-227-2665
E-mail : nagakachiku@pref.nagano.jp

動物用医薬品等の残留事故を防ぐために

農場での注意事項

ポイントその1

医薬品は獣医師の指示に従って使用しましょう

容器などに「注意-獣医師等の処方せん・指示により使用すること」または「要指示」の文字が記載されている医薬品(要指示医薬品)は獣医師の診察に基づく処方や指示がなければ使用できません。

添付文書をよく読みましょう

容器などに「使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品」である旨が記載された医薬品(使用規制対象医薬品)は、使用できる対象動物、用法及び用量、使用禁止期間(出荷できない期間)が定められています。

表示例

貯蔵方法	しゃ光し、室温保存。
注意-獣医師の処方せん・指示により使用すること。	

(要指示医薬品の例)

(3)本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。
注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物【牛(搾乳牛を除く)、豚、鶏(採卵鶏を除く)】について上記の用法及び用量並びに次の禁止期間を遵守してください。
牛(搾乳牛を除く)： 食用に供するためと殺する前7日間
豚： 食用に供するためと殺する前5日間
鶏(採卵鶏を除く)： 食用に供するためと殺する前9日間

(使用規制対象医薬品の例)

ポイントその2

医薬品を投与した家畜を識別しましょう

マーキングやバンド等で確実に識別しましょう

ポイントその3

医薬品等の使用状況を記録しましょう

医薬品の使用時に記帳に努める事項は以下のとおりです。

- ・ 使用年月日
- ・ 使用場所
- ・ 対象動物の種類、頭羽数、個体の特徴
- ・ 医薬品の名称
- ・ 医薬品の用法用量
- ・ 出荷できる年月日

ポイントその4

飼料を正しく使い、記録しましょう

対象家畜や使用時期が定められた飼料は正しく使いましょう。

ポイントその5

出荷前にもう一度確認しましょう

- ・ 出荷制限期間(休薬期間、使用禁止期間)は経過していますか？
- ・ 病歴・投薬歴を確認しましょう。

〔病歴・投薬歴については、と畜検査申請時の添付書類に記載することとされています
(牛は概ね直近3カ月、牛以外は概ね直近2カ月について重点的に記載する)〕